

議案第 1 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(旭市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正)

第1条 次の各号に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 旭市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年旭市条例第17号）第53条から第55条まで
- (2) 旭市個人情報保護法施行条例（令和4年旭市条例第18号）附則第7項及び第8項
- (3) 旭市環境保全条例（平成17年旭市条例第98号）第58条
- (4) 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（令和2年旭市条例第27号）第40条

(旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次の各号に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 旭市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年旭市条例第34号）第25条第3号及び第4号並びに第26条第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 旭市消防団条例（平成17年旭市条例第129号）第5条第1号
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第1

3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条第 1 号の規定による改正後の旭市一般職の職員の給与に関する条例第 26 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。